

第 15 回
浜坂町・温泉町
合併協議会会議録

平成 16 年 10 月 2 日

浜坂町・温泉町合併協議会

第 15 回浜坂町・温泉町合併協議会 会議録

日 時 平成 16 年 10 月 2 日 (土) 午後 1 時 ~ 午後 1 時 5 8 分

場 所 浜坂町多目的集会施設 2 階ホール

出席者

協議会委員 (計 16 名)

浜坂町	浜坂町	温泉町	温泉町
中村政行	西垣晋輔	馬場雅人	朝野美喜代
田村昭		幸賀毅	岡田衆二
木谷重幸		田中要	田中董
熊本恭乃		西脇明	中井祥三
中井登		西村公子	中井功

幹事会 (計 6 名)

浜坂町	温泉町
脇本松夫	北村繁行
岡村克巳	山崎正男
西村徹	中村茂

事務局 (計 6 名)

阪本晴良	太田洋二
西村大介	宮脇美智子
北村佐登美	川崎晴人

欠席者

協議会委員 (4 名)

浜坂町
丸山諄二
小林俊之
田中満穂
中田雄久

第15回浜坂町・温泉町合併協議会

日 時：平成16年10月2日(土)

13:00～

場 所：浜坂町多目的集会施設2階ホール

1 開 会

2 会長挨拶

3 会議録署名委員の指名

4 議 題

(1) 報告事項

報告第26号 浜坂町・温泉町合併協議会規約に関する協議書の一部を変更する協議書について

報告第27号 浜坂町・温泉町合併協議会規約に関する協議書の一部を変更する協議書について

報告第28号 新町建設計画の県協議結果について

報告第29号 浜坂町・温泉町合併協議会規約に関する協議書の一部を変更する協議書について

(2) 協議事項

協議第64号 合併協定について

5 その他

6 閉 会

阪本事務局長 定刻となりました。ただいまから第15回浜坂町・温泉町合併協議会を始めさせていただきます。

幸賀議長、就任の挨拶も含めてよろしくお願いいたします。

幸賀議長 本日、ただいま本協議会の委員の委嘱状を手に入れました。本会のあわせて議長に就任いたします幸賀毅と申します。かかる大舞台での議長、まことにその責任感、緊張感は、その極限に達しております。どうか協議会役員各位におかれましては、心からなる御協力とあわせて御温情をいただきますよう懇願申し上げ、挨拶にかえさせていただきます。よろしくお願いいたします。

それでは、第15回浜坂町・温泉町合併協議会を開会いたします。

開会に当たりまして、中村会長よりご挨拶をいただきます。

中村会長 皆さん、こんにちは。第15回浜坂町・温泉町合併協議会のお願いを申し上げまして、委員の皆さんにはお休みの中、お繰り合わせ御出席をいただきました。感謝とお礼を申し上げます。考えてみまして、昨年の10月に発足スタートしましてから丸1年間、委員の皆さんには大変、御精励をいただきまして、改めまして感謝とお礼を申し上げます。

本日は恐らく最終の協議会というふうに考えておりますし、また報告事項、また今日まで協議、決定いただきました事件を点検確認を今日はお願したいというふうに思っております。先程、局長の方から申し上げましたように、この後、2時半ごろから合併の調印という運びに今日はさせていただく予定であります。どうかよろしくお願いいたします。初めの挨拶にかえさせていただきます。

幸賀議長 座ったまま進行させていただきます。

それでは、会議の成立について事務局から報告をいたさせます。

阪本事務局長 では、報告いたします。合併協議会規約第10条第3項の規定により、委員の半数以上の出席で成立することとなりますが、本日の出席者は16名でございます。したがって、会議は成立していることを報告申し上げます。

なお、顧問の先生方につきましては本日は欠席の御報告をいただいております。以上でございます。

幸賀議長 続きまして、会議録署名委員の指名の件については、会議運営規程第4条第2項の規定に基づき、議長から指名をいたします。

温泉町、中井功委員、浜坂町、西垣晋輔委員にお願いをいたします。

議事に入りますが、本日はスケジュールの関係から与えられました会議時間は30分です。30分は30分です。時間は厳守いたしますが、発言は制限をする意味ではありません。極めて難しい運営とは思いますが、格別の賢明なる御協力をお願いして議事に入ります。

本日の報告事項についての提案説明を行います。

中村会長。

中村会長 それでは、報告事項についての提案説明を申し上げます。報告第26号、浜坂町・温泉町合併協議会規約に関する協議書の一部を変更する協議書について、報告第27号、浜坂町・温泉町合併協議会規約に関する協議書の一部を変更する協議書について、報告第28号、新町建設計画の県協議結果について、報告第29号、浜坂町・温泉町合併協議会規約に関する協議書の一部を変更する協議について、以上の4件の御提案を申し上げます。

後程、事務局長に朗読説明させますので、御審議の方をよろしくお願い申し上げます。

幸賀議長 それでは、報告第26号、浜坂町・温泉町合併協議会規約に関する協議書の一部を変更する協議書についてを議題として、会長にかわり事務局に朗読説明をさせます。

事務局長。

阪本事務局長 1ページをお願いいたします。報告第26号、浜坂町・温泉町合併協議会規約に関する協議書の一部を変更する協議書について。浜坂町・温泉町合併協議会規約に関する協議書の一部を変更する協議書について報告する。平成16年10月2日報告。浜坂町・温泉町合併協議会会長。浜坂町・温泉町合併協議会規約に関する協議書の一部を変更する協議書について。浜坂町・温泉町合併協議会規約に関する協議書の一部を変更する協議書を取り交わしたので、別紙のとおり報告する。

2ページをお願いいたします。変更の内容は、このたび、9月27日に浜坂町議会の臨時会が持たれ、議長が交代されたことに伴う変更でございます。協議書別表2中、副議長の項、丸山議長が田中議長へと変更になります。また、第3表では、議長改選に伴い後任の選任をお願いいたしましたのですが、委員の選任はありませんでしたので空欄となっております。この理由といたしましては、文書で回答が届いておりますので御説明をさせていただきます。内容につきましては、新町の名が温泉町と決定されましたことには強い疑問を持つものがあります。浜坂町議会は合併は必要であると認識しております。しかしながら、委員の選出については、議員各位の理解が得られないことから補充しないことに決

定しましたので報告します、という内容でございました。両町の町長が9月27日付で調印をしていただいております。以上でございます。

幸賀議長 以上、局長の説明は終わりました。

質疑に入ります。報告第26号について、御質問のあります方は挙手をお願いいたします。なお、以下につきましては、発言されます方は町名、氏名を述べて御発言をお願いします。

田村委員。

田村委員 浜坂町の田村です。この資料を前々から配付していただいて目を通させていただきました。それで、なぜだろうかなと思って、今日は、今、質問をさせていただいてる訳でございます。事務局長の説明で理解ちゅうか、わかった訳ですが、浜坂町議会の総意ということではございません。私もその一員でございますが、そういう経過が一つも、後任が選ぶことが困難だというような理由は一つもございません。これは合併というのはもともと対等合併ですから、お互いに10人、10人ということになっておりますね。そうすると、一方は温泉町は10名、浜坂町は9名というようなことに、これから、まだ3月31日まで今年のこの合併協は継続されるということになりますが、その点もあわせて考えてみますと、どこが議会の総意なのか、そして受理したということを知りましたが、そういう対等合併の中であって、一方は9人、9対10というような格好でええのかと、こういうことを考えたときに、どういうことにお考えになっておられますか。

幸賀議長 浜坂議会内の補充に関わることでの一部御説明もありませんし、当局といたしますか、当局はそれに対応してどうお考えなのかということだと思われまます。当局の御回答願います。

局長。

阪本事務局長 このたび、合併協議会の方も文書でこの委員の選任につきまして依頼をさせていただきました。今、申し上げましたような回答の文書をいただいております。合併協議会の方といたしましては、いつでも出ていただけると、選出していただければいつでもここに座っていただけるというふうな状態にしております。ですので、議会内部といいますが、浜坂町議会の中で御選任をいただければというふうと考えております。

幸賀議長 田村委員。

田村委員 浜坂の議会の内部のことだよということをおっしゃるですけども、もともとこの合併というのは対等合併なんですよ。温泉町も10名、私の方も10名、10対10

ということが、もうそもそも対等ですから、それが崩れるということになると、委員1人減るということになると9対10という格好になっちゃう訳です。私のとこの議長も副議長も交代しました。この27日の日に全協を開いて、そして議長、それから副議長の交代によって生ずるもろもろの役職というものは全部補充をしとります。しかし、このことだけは補充をしてない訳です。27日の全協でそういうことを諮って、本当にここに出すことがならんという総意なら私もいいと思います。しかし、総意じゃないです。何ぼでも受け手はありますよ。ここを会長はどういうふうに、対等合併だけどうちは1人という数が減るということは力からいったら9対10になっちゃう。力関係でも対等にならん。それをオーケーといって事務局も受け付けるもんも受け付けるもんだ。これを何であんたの方で受け付けは駄目ですよとって、ことができなかつたですか。何にも議会の総意じゃありませんよ。

だから、それはあなたの議会のことですからと逃げられるのは、それはよろしいがな。だけど、9対10ということになってきたときにどうされますかということになると、そこはあんた方でお考えをさせていただかなあかん訳だ。もうここに調印式だから、もう後は何も用あらへんようになると。そういうお考えが先行したんかということだ。ここは事務局がしっかり僕はしとくべきだと思いますよ。余りにもええかげんなことをしてもらったら困りますよ。ええかげんな考え方で、今日でも副議長が、この協議会の副議長欠席ですわ。そうしたときにどういうふうにおたくらは執行部として考えておられるかということ。副議長欠席、でも副議長ですからね。我々、平の委員が欠席するんと重みが違いますよ。そうしたときに対外的に浜坂町、温泉町、全体から見て、どういう存在のもんだということを考えていただきたい。そこらの見解も今日は披瀝していただきたいと思う。お願いします。

幸賀議長 協議会に残された課題あるなしに関わりませず、協議会の基本的な体制として御提言だと思われまので、ここは中村会長に御回答いただいて、あとは当局並びに浜坂町議会と鋭意努力されて、しかるべき早い時期にその体制を整えるということで進行させていただきたいと思いますが、御異議ございませんか。

中村会長。

中村会長 ただいま御指摘がありましたように、再三、再四にわたり議長等にはこの要請をしましたが、ただいま局長が読み上げた回答で、どうしても1人の補充ができんというようなことでいただいております。しかし、田村委員から言われたことは、今後の協議

会は今日で終わるとしましても、まだ3月31日までの、一つありますから、再度、要請をして、やはり10人、10人というようなことを体制はつくっていただく、正式文書を再度、今日の協議会を踏まえて出させていたいただきたいと思います。なかなかこっちの言うことと言われることが全くうまいことならんというのも事実であります、御指摘のとおりでありますので、そういう要請をして手続をさらに進めたいと思います。よろしく願いを申し上げます。

幸賀議長 田中委員。

田中(董)委員 温泉町の田中でございます。今日、このように浜坂町の正副議長が交代をされて、そして議案にこういうふうに丸山諄二氏から田中氏にかわったという議案が出ております。そして小林さんの名前も出ておりますが、私はここでお聞きしたいのは、ここに議案が上がっておる以上は、やはり、この合併の協議会の規約に沿ってやっておられると思うんですけど、一応、本人さんには確認をされたんですか。そして、こういう規約がありますから、ぜひ、御承認をお願いしたいということをお願いをされて確認の上に、私はここに議案として上がってきておるように思っておるんですけど、私のこれは間違いでしょうか。先程の1名の欠員は、浜坂町の議会で1名を補充することはできないと言いながら、浜坂町の委員さんは総意ではないよと言っておられる。私はここらが非常に理解に苦しむんですけど、私の、今日、お尋ねは、ここに議案が上がっておる名前は一応、承諾をしていただいたものというふうに理解しておるんですけど、どうでしょう。

幸賀議長 当局の御回答をお願いします。

阪本事務局長 文書でいただいております。そのとおりでございます。議長につきましては充て職でございますので議長が変更するということになります。先程、申し上げましたように、1名については補充しないということをお願いしておりますので、そのように処理をさせていただきます。以上でございます。

幸賀議長 田中委員。

田中(董)委員 大体、理解がいただいたと、文書でもいただいたという方が、今日、このような一番大切な合併の調印式に、私は出てこれないというのが理解に苦しみます。本当にこれで果たしていいのかなと。本当に委員として、また議員としての職責を全うができるのかなという懸念がありますので、そこらをいろいろ今まで事情があったんでしようけども、合併はぜひ必要だと言っておられる以上は、やはり、この場に出られて、スムーズに会議が進行するようにするのが、私は議員であり、委員の職責であると思いま

すので、今後ともに会長の努力をお願いしておきます。

幸賀議長 田中委員の御指摘につきまして、当局より御意見がございましたら伺っておきます。

中村会長。

中村会長 御指摘のとおりでありまして、今日はどうしても、助役を通してそういう要請も、今日の会議の内容もお知らせしてお願いした訳ですが、こういった結果になって大変申し訳なく思っております。今後のこともありますから、正式に文書で、また再度、要請して、議会全体に協議していただくようなことも、ぜひ、お願いしていきたいというふうに思っております。

幸賀議長 それでは、この点につきましては可及的速やかに善処していただきますよう要望いたしまして、次に進ませていただきます。

その他、御意見ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

幸賀議長 異議なしと認めます。よって、報告第26号は、御承認いただいたものとして決定いたします。

次に、第27号、浜坂町・温泉町合併協議会規約にかかる……（「議長」と呼ぶ者あり）どうぞ。

田村委員 私はこれは留保して、そして会長が引き続いて精力的に相手方に、浜坂町議会に懇請をすると、こういうふうを受けとめてよろしいと言った訳ですよ。これ、そのままやったら欠になる訳でしょう。承認ですよ。ここは間違えていただかないようにせんと、思い違いの部分だけじゃないと思うけども、どんなでしょうな。

幸賀議長 田村委員、処理上によって、今日の時点での案件につきましては、つまり、後日、可及的速やかに善処、対処されるということにおいて、今日の提案につきましては承認という意味でございますので、議事は進行させていただきたいと思います。

どうぞ。

田村委員 このままで、この議案はお決まりですよと、だから、これがしたら浜坂町は1人の欠だよということを皆さんにお諮りしたということだ。そういうことでしょう、今は。決をとるということは。そういうことはままなりませんよと私は申し上げとる。すなわち事が済んでしまってから、何ぼ会長だけえって、浜坂議会に向けて、あなたにはもう先行して決めてくれとるがなっていう話になっちゃう。そんな話はあれへんで。そんな弱

腰で。それなら、このまんまあのものして、会長が浜坂町の町長として、うちの議会にそういうことを続けて懇請をしていくというのが当たり前じゃないですか。ここでとったら、あなたのところは、温泉町は10で浜坂町は9人というような不格好なものはいけんということを僕は申し上げとる。そういう訳にいけませんよ。

幸賀議長 暫時休憩します。

〔休 憩〕

幸賀議長 休憩を閉じて会議を再開いたします。

議長の口足らぬ点もあったかと思えます。田村議員の御指摘は当を得てる訳でありますけれども、したがって、本日におきましては一部を残して御承認いただくという形で御了解いただきたいと思えます。

田中委員。

田中(要)委員 正確に、一部と言わずに別表3なら3を保留をして、保留以外の残りを承認すると、そういうふうにいけませんと、やっぱりとりあいによってはいろいろとり方はとれますから、この際ですからきちっとしてほしいと思えます。

幸賀議長 御指摘のとおりだと思います。それでは、2ページ、当議案の別表3につきましては、以下の空欄を残したまま一部承認ということといたしまして、空欄の部分につきましてはの対処は可及的速やかをお願いすることとして、本日の案件につきましては御承認いただきたいと思えます。御異議ございませんでしょうか。

田村委員。

田村委員 もう1点。そういう何か含みのあるような決のとり方というのは、これを見たときには含みはあれへんのか。書類上から見たら含みっていうのは、ここにおられる人が聞いてわかったのは、中身は、今、言ってることは理解ができるでちゅうぐらいの程度のもんだ。これが認めてしまったら、このとおり見たら1つ欠になっとるんだ。それじゃあ、いけんっていうことを僕は申し上げとる訳だ。僕は理解ができませんよ。だから、この、それは非常に技術的に難しい話だと思って、一部という話を使って、一部関係のあるうちかたがある訳だから一部というもんを引用しとんなるけど、ただ、これを認めてしまうというと、すべて認めたということになる。そういうふう、特に事務局でそのらのわかりはわかると思うけど、僕が言うとおりに、僕はある程度、腰がないなと思えますよ。

幸賀議長 暫時休憩。

〔休 憩〕

幸賀議長 休憩を閉じて本会に返します。

この案件につきましての内容は事務局に説明をさせます。

阪本事務局長 この変更協議書でございますけども、別表2を生かし、別表3をこのたび削除させていただいて、変更提案というふうな形でさせていただきたいというふうに考えております。以上でございます。

幸賀議長 ただいま局長の説明のとおり、別表2を生かして本日の議案を御承認いただきたいと思いますが、御異議ございませんでしょうか。

御意見がないようであります。異議なしと認めます。よって、本案は、一部修正ということで御承認いただいたものと決定いたします。

続きまして、報告第27号、浜坂町・温泉町合併協議会規約に関する協議書の一部を変更する協議書についてを議題とし、会長にかわり事務局に朗読説明をいたさせます。

事務局長。

阪本事務局長 4ページをお願いいたします。報告第27号、浜坂町・温泉町合併協議会規約に関する協議書の一部を変更する協議書について。浜坂町・温泉町合併協議会規約に関する協議書の一部を変更する協議書について報告する。平成16年10月2日報告、浜坂町・温泉町合併協議会会長。浜坂町・温泉町合併協議会規約に関する協議書の一部を変更する協議書について。浜坂町・温泉町合併協議会規約に関する協議書の一部を変更する協議書を取り交わしたので別紙のとおり報告する。

5ページをお願いいたします。浜坂町職員の人事異動が10月1日付でありました。これに伴い、協議書別表7中、計画系の西村主幹が企画総務課企画調整係に異動となり、後任に同じく秘書係から北村課長補佐が配属となり変更するものでございます。両町長で10月1日付で協議書の締結をしております。以上でございます。

幸賀議長 説明は終わりました。質疑に入ります。報告第27号について、御質問があります方は挙手を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

幸賀議長 異議なしと認めます。よって、報告第27号は、御承認いただいたものとして決定いたします。

次に、職員の異動について紹介があります。

事務局長。

阪本事務局長 このたび、企画総務課課長補佐兼秘書係長から事務局の主幹兼計画係長に異動いたしました北村佐登美でございます。本人を紹介させていただきます。

北村主幹兼計画係長 北村です。よろしくお願いいたします。

幸賀議長 次に、報告第28号、新町建設計画の県協議結果についてを議題といたします。会長にかわり事務局に朗読説明をさせます。

事務局長。

阪本事務局長 6ページをお願いいたします。報告第28号、新町建設計画の県協議結果について。新町建設計画の県協議結果について報告する。平成16年10月2日報告、浜坂町・温泉町合併協議会会長。新町建設計画の県協議結果について。新町建設計画については、市町村の合併の特例に関する法律第5条第3項の規定に基づき、知事への協議を行ったので、その結果について報告する。この件につきましては、9月15日の第13回協議会で御承認をいただき、県への協議に提出いたしておりました、まちづくり計画について異議がありませんという旨の通知がありましたので御報告をいたします。

7ページの文書がこの通知書でございます。御清覧いただきたいと思います。以上でございます。

幸賀議長 以上、説明は終わりました。

質疑に入ります。報告第28号についての御質問をお受けいたします。挙手をお願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

幸賀議長 異議なしと認めます。よって、報告第28号につきましては、報告のとおり決定いたしました。

次に、報告第29号、浜坂町・温泉町合併協議会規約に関する協議書の一部を変更する協議書についてを議題とし、会長にかわり事務局に朗読説明をさせます。

事務局長。

阪本事務局長 本日、お配りしたものをご覧いただきたいと思います。報告第29号、浜坂町・温泉町合併協議会規約に関する協議書の一部を変更する協議書について。浜坂町・温泉町合併協議会規約に関する協議書の一部を変更する協議書について報告する。平成16年10月2日報告。浜坂町・温泉町合併協議会会長。浜坂町・温泉町合併協議会規約に関する協議書の一部を変更する協議書について。浜坂町・温泉町合併協議会規約に関する協議書の一部を変更する協議書を取り交わしたので、別紙のとおり報告する。

裏面をご覧いただきたいと思いますが、温泉町議会の役員改選に伴い議長の交代がありました。協議書別表中議長の項で松元襄司氏が幸賀毅氏に変更となります。2町の町長が9月29日付で協議書を締結しております。以上でございます。

幸賀議長 説明は終わりました。報告第29号についての御質問をお受けいたします。挙手をお願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

幸賀議長 御異議なしと認めます。よって、報告第29号についての報告は、報告のとおり決定いたします。

次に、協議事項に入ります。本日の協議事項についての提案説明をお願いします。

中村会長。

中村会長 それでは、協議事項についての提案説明を申し上げます。

協議第64号、合併協定についての1件の御提案を申し上げます。後程、事務局長に朗読説明させますので、御審議の方、よろしくお願い申し上げます。

幸賀議長 それでは、協議第64号、合併協定についてを議題とし、会長にかわり事務局に朗読説明をさせます。

事務局長。

阪本事務局長 8ページをお願いいたします。協議第64号、合併協定について。合併協定について提出する。平成16年10月2日提出、浜坂町・温泉町合併協議会会長。合併協定について。合併協定については、別紙合併協定書のとおり確認する。

9ページ以降に合併協定書を添付させていただいております。これまで14回にわたり37の合併協定項目について審議、協議いただきました。この中で調整方針を合併協定書とするものですが、最終確認をお願いいたします。内容について逐一説明をさせていただくのが本意ではございますけれども、時間の都合上、項目だけの朗読にさせていただきたいというふうに思います。よろしくお願いいたします。

10ページをお願いいたします。合併協定書。平成16年10月2日。1、合併の方式。2、合併の期日。3、新町の名称。4、新町の事務所の位置。5、財産の取り扱い。6、新町建設計画。7、議会議員の定数及び任期の取り扱い。8、農業委員会の委員の定数及び任期の取り扱い。めくっていただきまして11ページをお願いいたします。9、地方税の取り扱い。10、一般職の職員の身分の取り扱い。11、特別職の身分の取り扱い。12ページをお願いいたします。12、条例、規則等の取り扱い。13、事務組織及び機構

の取り扱い。14、一部事務組合の取り扱い。13ページをお願いいたします。15、使用料、手数料の取り扱い。16、公共的団体等の取り扱い。17、補助金、交付金等の取り扱い。18、町名・字名の取り扱い。19、慣行の取り扱い。20、国民健康保険事業の取り扱い。14ページをお願いいたします。21、介護保険事業の取り扱い。22、消防団の取り扱い。23、各種事務事業の取り扱い。その中で23-1、議会関係事務事業の取り扱い。23-2、総務関係事務事業の取り扱い。めくっていただきまして、23-3、企画関係事務事業の取り扱い。23-4、税務関係事務事業の取り扱い。23-5、住民関係事務事業の取り扱い。23-6、環境関係事務事業の取り扱い。16ページでございますけども、23-7、保健医療関係事務事業の取り扱い。23-8、福祉関係事務事業の取り扱い。17ページでございますが、23-9、農林水産関係事務事業の取り扱い。18ページでございます。23-10、商工観光関係事務事業の取り扱い。23-11、建設関係事務事業の取り扱い。めくっていただきまして19ページでございます。23-12、水道・下水道関係事務事業の取り扱い。23-13、学校教育関係事務事業の取り扱い。23-14、社会教育関係事務事業の取り扱い。20ページでございますけども、最後に23-15、電算システム関係事務事業の取り扱いということでございます。

これまでに先程、申し上げましたように協議、審議をいただいております。若干これまでのものと表現を多少変えておるところがありますけども、よろしくお願ひしたいと思ひます。以上でございます。

幸賀議長 協議第64号についての事務局長の朗読説明は終わりました。

質疑に入ります。挙手をお願いいたします。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

幸賀議長 御異議なしと認めます。よって、協議第64号は、御確認いただいたものとして決定いたします。

次に、その他の項目に入ります。その他の件について、事務局に説明させます。

事務局長。

阪本事務局長 その他の件で、今後の予定でございますけども、この合併関連議案に係る臨時会の方が、それぞれ2町の方で、今後、予定をされておると思ひます。まだ、調整中だというふうにお思ひますけども、その議会が終了いたしまして、来年の4月1日の合併日までに、不定期な開催となりますけども2回か3回程度開催をさせていただいて、事務

事業の状況のおつなぎをしたいというふうに考えております。また、日程が決まりましたらお知らせいたしますのでよろしく願いいたします。以上でございます。

幸賀議長 事務局長の説明について、御質問、御異議ございませんか。

西脇委員。

西脇委員 温泉町の西脇です。冒頭、会長挨拶、今日が最後の協議会だという挨拶されました。今、事務局から修正があって、今後、事務調整等で二、三回。3月末までの先程も任命書が出ました。それで間違いないと思いますが、前段に田村委員からあったような、浜坂議会のこの協議会に対する組織を充実できないというような体制が最も問題であって、こういうことを実際、町民は知ってない訳ですよ。浜坂町民、温泉町民も十分、知ってない訳です。法定協議会も欠員のままで、浜坂の議会としてこういう体制を続けるということ自体を本当にどのように町民は受けとるのか、事務局に出せませんというような通知で、合併協議は3月31日まで続く。そういう中から一刻も早くきちとした体制を整えていただきたい。それが、町民としての義務であり、当然、組織をつくってお互いの議会で合併協議会を承認した訳ですから、承認しとる協議会のメンバーが送り出せないという、はっきり言ってイロハのイの字だと私は思います。その辺をぜひ、会長含めてそういう体制を立て直していただきたい。お願いしておきます。

幸賀議長 西脇委員からの冒頭の案件にかかわる問題であります。たつてのお願いだと思いますが、中村会長、御見解等がありましたらお受けします。

中村会長 冒頭の協議の中でも御指摘いただきましたが、今、御指摘いただいたとおりだというふうに理解します。再度、議長、副議長等含めて、ぜひ、この問題を対処いただくように早速取り組みたいと思っております。よろしく願いします。

幸賀議長 中井委員。

中井（登）委員 浜坂の中井です。一通り審議が終わりましたので、この辺で私は中村会長に浜坂の町長としてどうお考えなのかということをはじめの一つとしてお聞き申し上げたいと思います。

私は合併実現が浜坂町が生き残る唯一の道だと確信して、本日の調印の立会人になりたいと思っております。ただ、先程から出ています浜坂町議会の運営の問題であります。確かに浜坂町議会は議決という権限を持っておりますから、それぞれ自由な行動ができるでしょうが、私はこの本協議会を認めておきながら、前議長の丸山議長を背信したといって問責をして辞任に追い込んだ、そのかわりにその追い込んだ当人が就任する。常識的に私は

理解しにくいんです。それはそれでいいとして、この席に欠席するというようなことは浜坂の委員としてまことに悔しくて、温泉町の皆さんに申し訳ないと。何が起こってるのかということさえも自覚ができない議会です。私はここに出てこないということは、合併を賛成と言いながら心の中では反対じゃないんですか、これ。浜坂町長さんに改めて伺いますが、あなたは先程に田村委員の指摘事項について、今後もなお、留保しながら努力しますと、こう言っておられますが、努力が実らぬ場合はどうされますか。浜坂町議会は個人個人の考えだから仕方ありませんと放任するんですか。どんな対応なさるのか、しっかりとした答弁をしていただいて、私の質問に答えてもらいたい。

幸賀議長 中井登委員の御指摘に対します回答を、中村町長、お願いします。

中村会長 本日、調印を終えて、両町調整をして議会の開催等の日程を決めての両町の議会ということになるというふうに思っておりますが、私は合併協議会のこの決定、全ての事件を決定いただいた訳でありますから、ぜひ、この議会で承認をいただく努力を最後まで続けたいというふうに思っております。今、その万一のというようなことがちょっとありましたが、そうでなしと、ぜひ、この1年間積み上げてきて、十分協議や議論をして今日の先程の協定書になった訳でありますから、これを町民の皆さんにも議会にも理解をいただいて、決をいただくと。そのことに全身努力を重ねていきたいというふうに考えておるところであります。以上であります。

幸賀議長 中井委員。

中井（登）委員 言葉としてはその程度だろうと思っておりますが、私が申し上げたいのは、もしも努力が実らん場合には、議会と対決でもしてもいいというような決意がお有りなのかどうかということであります。そのことが実は実る、実らんの大きな要因になりますから、一つ強い意思を持って、ぜひ、お願いを申し上げたいと思っております。今、浜坂町長としながらも合併協の会長ですから、どうしてもそのことだけはお願い申し上げたいと思っております。

幸賀議長 中村町長、さらに御回答がありましたらどうぞ。

中村町長。

中村会長 御指摘の面はよくわかっておりますが、私が、今、考えておりますのは、最善の努力をして議決をいただくということに邁進をしたいと考えております。よろしくお願いします。

幸賀議長 田村委員。

田村委員 去年から始まって15回目に、ここにこれから調印式という段取りになった訳です。一番、残念なのは浜坂町議会の議長、副議長、その他一委員の4人のところに3人も欠席の中で、これから調印式に臨もうとしとる訳です。私は本当に残念なことだなと思います。先程も西脇委員から申し上げておりましたけれども、このことを両町の町民の皆様が本当に知ってるだろうかということなんです。議員という意識過剰になっとるじゃないかという指摘もございます。本当の町民の声を、十分、吸い上げとるだろうかといったらそれにも問題があるじゃないかと。15回に及んで欠席の委員の皆さんと、別に変わった相談はしたこともございません。同じテーブルに着いて同じ協議の議題についていい悪い、それぞれの意見を述べてきました。その中であって、途中から謀反というか反逆というか、そういうような暴動の拳に出るといようなことは私は許してはならないだろうと思う。

それから、ホームページで一委員がいろいろと載せておりますが、3号委員の学識経験者なる者はどうだと、もっと物の言える者が出てほしいというようなことも載っとるじゃありませんか。もっとも私がうっかりしとったということもホームページに載せておりますよ。そういう物の考え方で、ずっとおるなら結構だと。ところが、この名称の問題についてから彼らがどれぐらい発言したかといったら、それはしておりますよ。そんなに多くもとりませんしちっともとりませんという訳にはいかん。それぞれやっぱり我が町にも浜坂町がいいということを申し上げとる。温泉町がいいか浜坂町がいいかといったらですと、問いかけによっては我が町、浜坂町の人に言わせれば浜坂町、温泉町の人に言わせれば温泉町がいいでしょう。それは8割、10割あるでしょう。しかし、そこに至るまでの積み重ねがあって今日になっとる訳です。私だって温泉町よりも浜坂町がいい訳です。何で浜坂町の議会は多くの皆様が最終的な判断はもちろん議会の議決なんです。そこを、そこに焦点を当てて今日に至ってるような行動というものは私は断じて許してはならないと思うのだ。これは多くの皆さんが、傍聴に来とられる皆さんにも聞いていただきたいと私は、今日、思ってる訳です。

今日はそろってこの協議会の20人のメンバーで、将来の町の新しい新町計画もできちゃった。それを実現するために努力していこう、お互いに協力し合おうという気持ちで今日まで来とります。なのに、浜坂町の議会の混乱ぶりというのは、私は絶対、許してはいけませんよ。議会という存在というか、置かれとる性格というものはどういうものかということもある場合には私が申し上げることになして、会長がある面では申し上げて

くれても私はいいと思う。ですから、委員の顔ぶれが悪いとか、足らんとかというような批判をしてまでする人がここに出て自分たちでリーダーになってやってくれたらいいじゃないですか。もっといいものができたと違うんですか。

私は今日は浜坂町議会1人で調印に臨みます。そのために多くの町民の皆さんに期待をしとります。だから、先程、中井委員が申し上げておりましたけれども、会長が浜坂町長としてどうしてこれからを切り開いていくか、打開していくかということに私はかかると。ですから、そこらのところをよくお考えいただいて、僕はお願いをしたいなと思います。以上です。

幸賀議長 田村委員の現状認識と御提言だと受け取りました。当局の御認識等ありましたらお受けします。

中村町長、兼会長ですね。

中村会長 町長としての責任、会長としての責任、今後、議会等の調整の中で、はっきりしっかり務めをさせていただこうというふうに思います。いろいろ議会とのそれは議論の相違やいろんなことがあると思いますが、きちっとした今日まで積み上げてきた決意やら方針やら決定事項について、正しい方向で提案を申し上げ御理解をいただく、そのことに専念したいと思っております。よろしくお願い申し上げます。

幸賀議長 当然のことながら、まだ、多々御意見、御提言があろうかと思えますけれども、冒頭申し上げましたように、次のスケジュール等がございます。御容赦いただきまして、この件につきましてはこの辺で終わりたいと思います。御了承いただきたいと思えます。

会を閉じるに当たりまして、馬場副会長より閉会の挨拶をいただきます。

馬場町長。

馬場副会長 冒頭、中村会長の方がご挨拶で申し上げましたように、昨年10月から浜坂町・温泉町合併協議会設立をいただきまして、15回にわたりまして議論を重ねさせていただきました。その間、ただいま多数の皆さんから御意見がございますように、まさに紆余曲折あったところでありまして、現実、本日、浜坂町の議会選出の議長、副議長が欠席という状況でございます。しかしながら、私どもはその紆余曲折、平たんではないという、これから先も見詰める中で、やはり、なぜ、合併が必要なのかという合併の大義ということを重点に置いて、これから調印に臨もうとしてるところでございます。今日までの説明不足の部分は今後の対応として極力補っていく、さらに合併という新たな展開の中

で新しい町、「海・山・温泉 人が輝く 夢と温もりの郷」の実現に向けて邁進をしていこうというふうに思うところでございます。

なお、今後もこの合併協議会、続く訳でございますので、可及的速やかに正規のメンバー全員揃って、よりよい町をつくろうという意識の統一を図らせていただくために、会長、それから私も含めまして、精一杯の努力を傾注をしまいたいというふうに存ずるものでございます。本日はどうもありがとうございました。

幸賀議長 これにて第15回協議会を閉会といたします。大変、御苦労さんでございました。